

## 【関西広域連合について】

### （設立までの経緯）

平成15年2月、関西経済連合会が地方分権改革のモデルとして、平成6年の地方自治法改正によって新設された「広域連合制度」を使った「広域連合関西州」の設立を提言しました。これを受け、同年7月に関西経済連合会や大阪商工会議所など経済6団体が中心となり、関係自治体とともに「関西分権改革研究会」が設置されました。以後、検討組織の変更があったものの、関西での広域連合の設立に向けた検討が行われてきました。

平成19年7月には、関西の2府8県4政令市と6経済団体（設立時7団体）で構成される関西広域機構（KU）が設置され、機構内に設置された「分権改革推進本部会議」において、「関西広域連合」の設立を検討していくこととされ、同年10月以降継続的に検討が重ねられました。（6回開催）

平成22年8月27日に開催された第6回分権改革推進本部会議において、滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県・徳島県の7府県が平成22年内の設立を目指すことに合意し、各関係府県議会の規約案の承認を経て、11月1日に、設立許可申請が総務大臣に対して提出され、12月1日設立が許可されました。福井県・三重県・奈良県の3県及び京都市・大阪市・堺市・神戸市の4政令市は、設立当初からの参加は見合わせています。

### （「関西広域連合」の概要）

- ・設立当初は「防災」「観光・文化」「産業振興」「医療」「環境保全」「資格試験・免許」「職員研修」の7分野の事務を実施されます。
- ・事務のほとんどは、現在各府県で実施している事務を持ち寄ったものです。
- ・組織としては、広域連合長のほか、最高意思決定機関として構成団体の長で構成される広域連合委員会が置かれます。
- ・各業務分野の執行責任を担う知事も置かれるため、広域連合長、業務分野担当の府県知事、他の府県知事の間で、業務の実施にあたり意見の調整が必要になることも想定され、責任の所在も不明確です。
- ・広域連合議会も設置され、議員定数は20人で、均等割+人口割で議席が配分されています。（京都府3人・大阪府5人・兵庫県4人・その他の県各2人）

### （不参加団体との連携等）

- ・事務の実施に当たって、広域連合との密接な連携を図るために、当初からの参加を見合わせた福井県・三重県・奈良県の3県及び京都市・大阪市・堺市・神戸市の4政令市を広域連合規約第15条8項に規定する「連携団体」に指定されています。「連携団体」は、広域連合委員会に出席し、広域連合の業務運営等について意見を述べる事が可能です。
- ・柔軟な参加形態が採用され、関西広域連合設立後の新規参加を可能とされています。

### （道州制との関係）

・設立案では、「広域連合は府県との併存を前提とした設置根拠も道州とは異なる組織であり、広域連合がそのまま道州に転化するものではない。」として、関西広域連合が、そのまま道州制につながるものでないことが明記されています。

### ※「広域連合」とは

広域連合は、複数の自治体にまたがる広域的な行政事務を処理するために設けることができる地方自治法に基づく特別地方公共団体です。都道府県や市町村はそのまま置いたうえで、特定事務を関係自治体が共同して処理するために設けるもので、国から直接権限を移譲されたり、移譲を求めることができます。広域連合には執行機関と議会が置かれます。

### ※「広域連携」とは

広域連携は、広域で実施したほうが、より効率的・効果的な事務について、各府県の判断で協定などを結んで、協力して進める方法です。連携したい府県同士で賛成すれば実施できますし、事務を実施する経費のみですので、新たな組織の経費はかかりません。

例えば、広域観光の分野では、紀伊半島3県知事会議での合意によって、平成22年7月に、三重県、和歌山県と「吉野・高野・熊野の国」を建国し、3県共同して紀伊半島への誘客の促進に取り組んでいます。ドクターヘリも広域連携の一例です。

### ※「道州制」とは

道州制は、都道府県を廃止し、「道」や「州」と呼ばれる10前後の広域自治体に再編する国の統治の仕組みです。具体的な仕組みについては、様々な検討がなされており、定まったものではありませんが、基本的には、国には、外交・防衛・通貨発行などの事務を残し、その他の事務は、道州に移譲されることとなります。道州制実施には新たな法整備が必要となります。

## 【「関西広域連合」に対する奈良県の考え方】

奈良県は、関西広域連合への設立当初からの参加を見合わせました。その理由について、説明させていただきます。

関西広域連合には、大きく分けて3つの課題があると考えています。

1つ目は、「組織面での課題」です。議会を設置するような新たな自治体を自治体の上に重ねて作ることは、屋上屋を架すことになるのではということです。責任の所在があいまいで、意思決定の手順が複雑になり、業務に遅れが生じるおそれがあり、経費も増加します。また、広域連合議会の議席配分に人口割りが併用され、大都市に議席が多く配分されているのは、平等な発言権の観点からは疑問です。

さらに、関西広域連合は、行政組織ですので、一度作ると、事業がなくても組織があるということが起こりえます。

2つ目は、「業務面での課題」です。わざわざ経費のかかる新しい組織を作らなくても、広域連携で十分実施できると考えています。設立当初に関西広域連合で取り組まれる業務は、広域連携で対応可能ですし、現に、すでに広域連携で行っているものがほとんどですし、そのほうがより効率的です。

例えば、大規模災害発生時の相互応援や近畿府県合同防災訓練の実施、広域的なドクターヘリの共同運航、カワウによる鳥獣被害対策、広域観光対策などは、従来から府県間の協定や協議会などの方法によって連携・実施してきました。広域連合という組織をつくらなくても、十分に対応ができると考えています。

3つ目は、「地方自治、地方分権から見た課題」です。広域連合は、新たな行政組織ですので、参加する府県からの権限の移し替えが想定されます。府県から上位の団体である広域連合へ権限を移すことになれば、それは分権ではなく、集権ではないでしょうか。住民への行政は、できるだけ住民に近い行政組織が行うべきであり、奈良県の現状から見ても、県が先頭に立って振興する必要がある中南和・東部地域の仕事がもし関西広域連合に移ることになれば、それは地方自治、地方分権の考え方に反しているように思います。

このような課題については、広域連合の設立に向けた検討を行った関西広域機構・分権改革推進本部会議の場で指摘しましたが、組織を作る議論が優先され、本県の懸念がなくなるところまでの検討はなされませんでした。

奈良県としては、これまでどおり府県同士の連携を積極的に続けることで十分に対応できると考えていますし、実際に関西広域連合が取り組む業務は、府県間で連携関係を積み上げてきたものがほとんどです。そのため広域連合の組織に入らなくても、県民のみなさまの生活に支障はないものと考えています。なお、関西広域連合とも、「連携団体」という立場で、発言の場も確保しており、互いの意思疎通を図りながら積極的に連携していきます。

今後、関西広域連合に参加する必要があるという判断が可能になった場合には、その状況を見極めて、慎重に判断したいと考えています。